

R5 取引力強化推進事業 第2次公募のご案内

ご好評につき、
第2次公募を追加！

皆様のPR活動を
後押しします！



福井県中央会では、「取引力強化推進事業」の第2次公募を開始しました。
本事業は、中小企業者・小規模事業者の取引力強化を図るために組合が行うホームページやチラシの作成等、共同事業の活性化・組合員の受注促進等の取組みに対して支援を行う事業です。

補助金額・補助率

補助上限額50万円（下限10万円、税抜）

補助対象経費総額の2/3を助成します。

※採択組合数：2または3組合程度

ただし応募状況によって採択数は変動する場合があります。

補助対象事業

A 共同事業活性化

共同購買や共同宣伝の活性化のため、組合事業や組合員の企業・事業紹介等を行う組合ホームページやチラシ等の検討や作成等を行う事業

B 受注促進

共同受注促進のため、組合ブランド商品のホームページやチラシ等の検討、作成等を行う事業

C ブランド構築

連携によるブランド構築を目指す事業であって、共同宣伝、共同受注の実現に向けたブランドコンセプト、運用基準、ロゴ、統一パッケージ等の検討・作成を行う事業

D 取引条件改善

団体協約の締結や取引条件の改善に向けた交渉等、組合員の取引条件の改善、構造改革を促進するために行う事業

E その他

A~Dの他、業界の特徴を踏まえて行う取引力強化を促進するための事業

公募期間

令和5年8月1日（火）～9月8日（金） 当日消印有効

補助対象経費

謝金、旅費、消耗品費、会議費、印刷費、会場借上料、雑役務費、通信運搬費、委託費

※以下の経費は、補助対象となりません。

- ①電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ②販売（テスト販売を除く。）を目的とした製品、商品等の生産に係る経費
- ③金融機関などへの振込手数料
- ④借入金等の支払利息
- ⑤中央会との打合せの費用
- ⑥補助金交付申請書、実績報告書等の作成に係る費用
- ⑦上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

補助対象者

小規模事業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、5人以下の会社及び個人））が主たる構成員の組合等の皆様（詳細は下記）

- (1) 事業協同組合（特定地域づくり事業協同組合を含む）、商工組合及び商店街振興組合のうち、その直接又は間接の構成員の2分の1以上が小規模事業者であるもの。
- (2) 事業協同小組合及び企業組合。
- (3) 協業組合であって、常時使用する従業員の数が5人以下のもの又は組合員の4分の3以上が協業実施直前において小規模事業者であったもの。
- (4) 事業協同組合連合会、商工組合連合会および商店街振興組合連合会のうち、その会員組合の直接又は間接の構成員の総数のうち、2分の1以上が小規模事業者であるもの。
- (5) その他の特別の法律に基づく組合及びその連合会にあつては、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であつて、構成員の2分の1以上が小規模事業者であるもの。
- (6) 一般社団法人（直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であるものに限る。）であつて、構成員の2分の1以上が小規模事業者であるもの。
- (7) (5) で定めるその他の特別の法律に基づく組合及びその連合会並びに (6) で定める一般社団法人については、令和5年4月1日現在、設立後、原則、1年以上経過していること。

※小規模事業者とは、常時使用する従業員の数が20人（商業※又はサービス業を主たる事業とする事業者については、5人以下）の会社及び個人

※商業とは、卸売業・小売業を指します。

申請方法

本会ホームページに掲載の公募要領をご覧の上、「応募書類一式」を本会までご郵送またはメール（PDFファイル）にてお送りください。

郵送先：〒910-0005

福井市大手3丁目12-20 富田第一生命ビル3階

福井県中小企業団体中央会 連携支援課 宛

Mail:k-kimura@chuokai-fukui.or.jp

お問い合わせ先

福井県中小企業団体中央会 連携支援課

TEL：0776-23-3042

本事業の詳細については、本会HP掲載の公募要領をご覧ください。

中央会HP：<https://www.chuokai-fukui.or.jp/>